

熊製協第21号  
令和5年5月16日

熊本県製薬協会 会員各位

熊本県製薬協会  
会 長 久木 康裕

令和5年度熊本県毒物劇物取扱者試験の実施について  
このことについて、熊本県健康福祉部健康局長から別添のとおり、標記試験の実施について案内がありましたので、お知らせします。

問い合わせ先

熊本県製薬協会：大 川

TEL 384-3121

FAX 381-3706

E-Mail: info@seiyakukyo.com

薬衛124号  
令和5年(2023年)5月9日

各関係機関団体長 様

熊本県健康福祉部健康局長

令和5年度(2023年度)熊本県毒物劇物取扱者試験の実施に  
ついて(依頼)

このことについて、別添「令和5年度(2023年度)熊本県毒物劇物取扱者試験実施要領」に基づき実施しますので、貴会会員(組合員)に周知いただきますよう、よろしくお願ひします。

なお、試験案内については、県ホームページ(<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/45/133262.html>)に掲載しておりますことを申し添えます。

お問合せ先

熊本県健康福祉部健康局  
薬務衛生課 薬事班 酒井、清田  
TEL: 096-333-2242  
FAX: 096-383-1434



令和5年度（2023年度）熊本県毒物劇物取扱者試験実施要領

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和5年（2023年）8月1日（火） 午前10時から正午まで  
 試験の説明を午前9時30分から行うので、受験者はそれまでに試験室に入室すること。  
 なお、災害等の影響で試験を実施できない場合は、令和5年（2023年）8月15日（火）に延期する。

(2) 場所

東海大学附属熊本星翔高等学校  
 （熊本市東区渡鹿9丁目1番1号）  
 受験者用駐車場はないため、試験当日は公共交通機関等を利用すること。

2 試験の種類

試験は、次の種類に分けて実施し、受験者は、そのうち1種類を選択するものとする。

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験（以下「一般」という。）
- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験（以下「農業用」という。）
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験（以下「特定」という。）

3 受験資格

特に制限はない。ただし、次に掲げる者は、毒物劇物取扱責任者となることができない。

- ア 18歳未満の者
- イ 精神の機能の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ウ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- エ 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

4 試験の方法及び範囲

(1) 試験の方法

試験は、試験の種類ごとに、筆記試験及び実地試験を筆記により行う。

(2) 試験の範囲

次表のとおりとする。

	筆記試験	実地試験
一般	毒物及び劇物に関する法規	毒物及び劇物の識別及び取扱方法
	基礎化学	
	毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	
農業用	毒物及び劇物に関する法規	省令別表第1に掲げる毒物及び劇物の識別及び取扱方法
	基礎化学	
	省令別表第1に掲げる毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	
特定	毒物及び劇物に関する法規	省令別表第2に掲げる劇物の識別及び取扱方法
	基礎化学	
	省令別表第2に掲げる劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法	

(注) 省令とは、「毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）」の略。

## 5 受験手続等

### (1) 受験願書の請求等

受験願書は、別紙に定めるものを用いること。

受験願書は、熊本県のホームページに掲載する（ダウンロード可）ほか、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課で配布する。

なお、郵便により受験願書を請求する場合は、表面に「毒物劇物取扱者試験受験願書請求」と朱書きした封筒に、返信用封筒（返信先を明記し、120円分（1部請求の場合）の郵便切手を貼付した角形2号封筒）を同封のうえ、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課に請求すること。

### (2) 受験願書受付期間

令和5年（2023年）5月29日（月）から令和5年（2023年）6月9日（金）までとし、令和5年（2023年）5月29日（月）から令和5年（2023年）6月9日（金）までの間の消印があるものを有効とする。（原則、郵送による受付のみ対応。）

### (3) 受験願書提出等

受験願書の提出方法は書留（簡易書留でも可）による郵送に限るものとし、提出先は以下のとおりとする。

〒860-0846 熊本城東郵便局留 熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課宛て
---

### (4) 受験手続

受験願書の提出に当たっては、次のことに注意すること。

ア 受験願書に、本籍（都道府県名のみ）、氏名、生年月日等を、楷書ではっきりと記入すること。

イ 受験願書に、写真1枚を貼付すること。

この写真は、提出前6か月以内に撮影した縦5センチメートル、横4.5センチメートル程度のもので、上半身、脱帽、正面向きで、本人であることが確認できるものとする。

また、この写真の裏面に、氏名及び生年月日を明記すること。

ウ 封筒の表面に「毒物劇物取扱者試験受験申込」と朱書きすること。なお、納付された手数料は返還しない。

### (5) 受験手数料

受験手数料として、10,700円分の熊本県収入証紙（収入印紙ではありません。）を受験願書の所定の欄に貼付すること。

## 6 受験票

受験票は、受験願書受付後、令和5年（2023年）7月中旬頃に受験者宛てに送付する。

なお、受験票が令和5年（2023年）7月24日（月）までに届かない場合は、熊本県毒物劇物取扱者試験センターに問い合わせること。

## 7 正答及び合格基準の公表

令和5年（2023年）8月8日（火）午前10時に、熊本県庁行政棟本館1階ホール及び熊本県の各広域本部・地域振興局保健福祉環境部（保健所）に正答及び合格基準を掲示する。また、熊本県のホームページにも掲載する。

## 8 合格発表等

### (1) 合格発表

令和5年（2023年）9月1日（金）午前10時に、熊本県庁行政棟本館1階ホール及び熊本県の各広域本部・地域振興局保健福祉環境部（保健所）に合格者一覧表を掲示するほか、熊本県のホームページに掲載するとともに、合格者には本人宛ての合格証を郵送する。

なお、電話による合否の問合せには、一切応じないものとする。

(2) 得点に関する開示

熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条に基づく個人情報の口頭による開示請求期間は、合格発表の日から令和5年（2023年）10月3日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

受験者本人から申し出があった場合に限り、その者の得点を受験者本人に口頭で開示する。

開示を希望する者は、合格発表後、受験票を持参の上、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課において開示請求を行うこと。

(3) 試験問題の内容に関する問合せ

試験問題の内容に関する問合せは、令和5年（2023年）8月22日（火）までに熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課（電話 096-333-2242）へ行うこと。